## DDworks21/Trial Site 利用に関するQ&A

## (1)システム運用のご質問

Q1,依頼者がシステムを使用しないことは可能ですか。

A,可能です。ただし、依頼者様がシステムを使用して文書の交付を行わない場合でも、 交付された文書を当院治験事務局で電磁的な記録としてシステムへ取り込み、電子原本 とします。

Q2,依頼者がシステムを利用して文書の交付を行わない場合は、審査結果通知書をどのように受け取ることができますか。

A,システム内で作成された審査結果通知書 (PDF) を治験事務局のメールアドレスより 依頼者様 (担当者) 宛にお送りします。

O3,いつから電子原本に切り替わりますか。

A,書式 16 については 2021 年 3 月 26 日以降に交付された文書が対象です。また、それ 以外の文書については 2021 年 4 月 22 日以降に交付された文書が対象です。

Q4,上記 Q3 の時期までにシステム利用の可否について確認が間に合わない場合はどうしたらよいでしょうか。

A,治験事務局へご連絡ください。

Q5,本システムではどのような文書が保存されますか。

A,GCP 省令に定められた病院長へ交付される資料が対象となります。症例報告書として収集されるような医療情報等は対象外です。

## (2)費用のご質問

Q1,治験の審査料、システム利用料について教えてください。 また、SDV の費用について、いつから発生するか教えてください。 A,次の表をご確認ください。

	2021 年 6 月 IRB までに終了		7月 IRB 以降も継続
	審査資料	報告のみ	(審査・報告)
	あり		
審査料	0	×	0
システム利用料	0	×	0
SDV 実施費	○ (2021年4月以降すべて)		

Q2,システムを依頼者が直接使用しない場合でもシステム利用料が発生しますか。

A,依頼者様がシステムを直接使用しない場合においても、交付された文書を当院治験事務局で電磁的な記録としてシステムへ取り込み、電子原本として管理する為、システム利用料のお支払いをお願い致します。